

「県営土地改良事業計画の決定及び公告縦覧について外」の部分開示決定等に係る異議申立てに対する決定

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が別表に掲げる開示請求に対して行った決定のうち本件異議申立ての対象となった部分開示決定等について、請求書番号11に対する全部開示決定を除き、実施機関の決定は妥当であると認められる。しかし、請求書番号11に対する全部開示決定については、開示請求の文言上やむを得ないところがあるとしても、開示請求の趣旨に沿うものとは言えないので、妥当であるとは認められない。実施機関は、異議申立人の開示請求の趣旨に沿う開示決定等について再検討すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成16年2月4日付けで、県営寺尾北部地区土地改良事業に関して16項目の開示請求を行った。

実施機関は、当該請求に対して、平成16年2月18日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき公文書開示決定2処分及び公文書部分開示決定2処分を行い、同条第2項に基づき公文書非開示決定2処分を行った。

異議申立人は、平成16年3月30日付けで実施機関に対し異議申立てを行った。

当審査会は、異議申立人の口頭意見陳述において、異議申立ての趣旨を次のとおり確認した。

異議申立ての対象は、別表に記載の開示請求に対して、実施機関が行った決定（請求書番号14に対する全部開示決定を除く。）である。

異議申立ての趣旨は、次の2点である。なお、部分開示決定に係る公文書の非開示部分については争わない。

ア 全部開示決定又は部分開示決定で開示された公文書は、異議申立人が開示請求で求めた文書に該当するものでないので、その決定の取消しを求めるものである。

この対象は、請求書番号3、10、11、13及び14に対する決定である。

イ 公文書の不存在を理由とした非開示決定は違法不当な処分であるから、その決定の取消しを求めるものである。

この対象は、請求書番号6、12及び15に対する決定である。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 請求書番号3に対する部分開示決定について

換地計画原案図は、平成11年10月24日寺尾地区（栃木市）ふれあいセンターで、地権者全員が認め印を持参し、公表の中で換地承認印を押印したものであり、平成12年2月7日要請により事務局長が異議申立人宅に持参、閲覧に供した公文書類であるから条例第7条第2号に該当するものではない。部分開示としての絵図は製作年月日も、縮尺、方角、知事の認許可年月日もないものであって、異議申立人が前記にみた絵図と異なり、請求をすり替えた不当、違法な処分である。

イ 請求書番号6に対する非開示決定について

下都賀農業振興事務所の作成した審査請求に対する弁明書(2)の経緯に年月日と渡した人名を記載されている公文書がない、保有していないという理由で非公開処分決定は、一般常識を越えた不当な違法処分である。

ウ 請求書番号10に対する部分開示決定について

栃木市星野町高内143番地2の畑512㎡上に換地処分未承認にもかかわらず農道を構築した工事の年月日や請負業者等を請求したもので、限定した部分の工事であり、部分公開では全く請求の趣旨が少しも満たされず、かかる決定は不当であり、条例第7条第3号に該当させるのは、行政手続法第5条にも背く違法な処分である。

エ 請求書番号11に対する全部開示決定について

全部開示処分決定を受けたが、請求の内容を理解しない開示であって、平成14年4月24日、同年5月17日付けで一時利用地事前指定通知書と一時利用地指定通知書を異議申立人に送付しているが、土地改良法第89条の2第2項適用に当たって、いかなる事実認定と理由のもとに同法を適用したかという請求理由であり、換地未承認の土地に対する適法性を主体とするものである。開示（全面）書類は、土地改良法第113条の3の1より届出についての栃木県下都賀土地改良事務所長名（無印）の文書だけで、上記の通知書を送付したというのであるが、上記通知書は栃木県農務部参事下農振事務所長の氏名（無印）であって、全部開示として異議申立人に開示の公文書は、内容がすり替えられた違法なものである。

オ 請求書番号12に対する非開示決定について

異議申立人らの用水堀から採水して改良区外に第二用水堀（池、用水のため）工事に着工したので、水利権侵害と改良区外であることを警告の内容証明便で知らせたところ中止した。詳細は異議申立人が提出した反論書（写真など証明）を参照されると、その実状が判明し理解されると公権力を付与されている改良区の関係公文書の有無を知らぬという監督機関の下農振も無責任であり、国税、県税、市民税、賦課公金の濫用と認められ、甚だしい違法な処分である。

カ 請求書番号13に対する部分開示決定について

栃木市の星野遺跡旧石器トレンチを削り、地層たんけん館を建設した。その堀土をダンプ約100台分を星野橋近くの土地を借り、堆積した。それを土地改良用に使用した。その土を金銭に換算して決算書に計上の有無をしるした公文書の開示を請求した

が、部分開示決定処分により、堀土は運搬しないで、堆積地の改良に散布したと地図を示されたが、異議申立人が土中に含まれた旧石器を2年間採取し栃木警察署に届け出た、その土を殆ど全部鍋山町熊下方面に運搬して使用したことは、写真に記録している。収入に計上の有無の関係書類は一切開示せず、不当極まる違法決定である。

キ 請求書番号14に対する部分開示決定について

下都賀農業振興事務所が審査請求の弁明書に添付されている絵図4枚の換地処分のもので修正、移動、換地の抹削などであり、従って、製作年月日、縮尺、方向、知事の認許可年月日など一切記入がないので公開請求したが、部分開示決定であり、異議申立人の上記の請求内容はすべて公開されず、題名未記入の絵図(工事完了図といっている)のコピーのみであり、条例第7条第2項に該当するとしているが、条文に該当する公文書の公開のものとは認められず甚だしく不当違法な決定である。

ク 請求書番号15に対する全部開示決定及び非開示決定について

審査請求に対する処理措置をする主体である正当に組織された合議体の一覧表と、その氏名及び寺尾北部土地改良区が知事認可の社団法人であり、換地処分などの公権力の付与などがあるにもかかわらず県営と呼名称が付せられるのか、その理由を限定した公文書開示を請求したのであるが、かかる公文書は保有していないから非開示処分をするとのことである。これは、審査請求に対する行政法にも違反する違法な決定処分である。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 請求書番号3に対する部分開示決定について

換地を伴う県営の土地改良事業では、県は、換地業務の一部を土地改良区に委託して実施している。

委託を受けた土地改良区では、当該業務を専門団体に再委託するのが通常であり、その専門団体が県に納入する成果品づくりのための具体的な作業を行う。

換地計画原案作成業務委託で成果品として納入される換地計画原案図面は、原案図面の案について関係権利者の意見調整を行い、所要の補正を行って、最終的に関係権利者から合意が得られた、確定形の図面が提出されるのが通常である。

部分開示した換地計画原案図面は、平成12年10月2日から平成13年2月9日までを契約期間とする寺尾北部土地改良区との換地業務委託契約に基づく成果品である。

部分開示した同図面は、平成11年10月24日の原案発表時に発表した図面であり、また平成12年2月7日に事務局長が異議申立人宅に持参した図面に相違ないことを寺尾北部土地改良区から確認している。

部分開示した同図面について、図面のすり替えは行っていない。

同図面で縮尺や方角の記載がないのは、図面のはり合わせ作業の過程において、縮尺や方角が記載された箇所が結果的に切断されたものであるが、換地計画原案図面については、縮尺や方角などが記載されていないものであっても、県としては、そのこと自体は特に問題にしない。

イ 請求書番号6に対する非開示決定について

事務局長が故前理事長に渡したとされる書類の原本（現物）は保有していないため、非開示決定とした。

弁明書に添付された文書は開示請求に該当する文書ではない。

弁明書に添付しているのは、事務局長が故前理事長に渡したとされる書類の原本の写しではない。それは、弁明書の作成に当たり、寺尾北部土地改良区の事務局長の記憶をもとに、新たに作成されたものである。

ウ 請求書番号10に対する部分開示決定について

当該農道の建設工事は、平成12年度県営圃場寺尾北部第5工区圃整工事という面的な工事の中で施工されたものであるため、当該圃整工事に係る執行伺及び支出決議書を対象公文書として特定した。

当該農道工事と面的工事を複合して、1発注したため、農道に限定した建設工事に係る文書というものは保有していない。

エ 請求書番号11に対する全部開示決定について

異議申立人が所有する従前の土地が、寺尾北部土地改良事業の区域内に存在し、一時利用地を指定することによって使用収益を停止することができる従前の土地であることを確認できる書類として、具体的に土地の地番が明記されている土地改良事業着手届を対象公文書として特定し、全部開示決定した。

また、当該請求項目については、異議申立てを受け、当初の決定内容を改めて検討した結果、原処分を一部変更し、換地選定基準、一時利用地指定図及び一時利用地指定伺いを対象公文書として追加特定した。そして、換地選定基準は全部開示決定、一時利用地指定図及び一時利用地指定伺いは、部分開示決定とした。

オ 請求書番号12に対する非開示決定について

異議申立人が求めたものは、「寺尾北部土地改良区が第二用水堀工事の着工及び中途中止等を審議した総会の議事録、出席者名簿」と「用水堀工事の請負業者との工事契約書や請負代金等に関する書類」である。

当該水路の工事は、寺尾北部土地改良事業の区域外の土地の工事であり、寺尾北部土地改良区が独自に工事を実施しようとしたものであるため、県は工事請負書や請負代金等の書類を保有していない。

また、土地改良区の総会議事録については、県が3年ごとに実施する定期検査時や、土地改良区が土地改良事業計画の変更要望を行う際に、土地改良区から県に提出されるが、県が現在、保有している寺尾北部土地改良区の総会議事録の中には、当該水路の工事に関して具体的な記載のあるものがなかったものである。

以上のことから、不存在による非開示決定を行った。

カ 請求書番号13に対する部分開示決定について

地層たんけん館工事により発生した残土の取扱いについては、栃木市教育委員会、下都賀農業振興事務所及び寺尾北部土地改良区において協議し、無償で寺尾北部土地

改良事業地内で使用することになったものである。

運搬場所に関する文書については、平成12年度第7工区で使用されたと判断された

ことから、当該工区の整地工専用図を対象公文書として特定した。

なお、その後、当該残土を平成13年度第3工区でも使用した事実が明らかになったため、当該工区の整地工専用図を対象公文書として追加し、部分開示決定を行ったところである。

当該残土については、寺尾北部土地改良事業で無償で使用することが認められたということなので、受贈益というものを受け入れしているわけではない。

キ 請求書番号14に対する部分開示決定について

部分開示した文書は、換地計画原案図面及び換地計画原案修正図である。

弁明書添付の資料 1の原図として特定したこの換地計画原案図面は、寺尾北部土地改良区との換地業務委託契約に基づく成果品として取得したものである。

弁明書添付の資料 2の原図として特定したこの換地計画原案修正図は、弁明書の作成のため、寺尾北部土地改良区から提供を受けた図面である。

換地計画原案図面については、縮尺や方角などが記載されていないものであっても、県としては、そのこと自体は特に問題にしない。

ク 請求書番号15に対する全部開示決定及び非開示決定について

審査請求に対する審査庁の機構と審査事務担当（責任者）の職名一覧表という請求項目に対しては、農地整備課事務分掌を対象公文書として特定し、全部開示した。

また、県営と呼名称が付せられるのか、その理由を限定した文書については、当該土地改良事業の実施主体は最初から県であり、土地改良区から途中で県に事業主体が変わった事実はないため、請求趣旨の公文書は存在しないものである。

第4 審査会の判断理由

1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

2 異議申立ての趣旨について

異議申立書の「2 異議申立てに係る処分」には、実施機関が平成16年2月18日付けで異議申立人に対して行った部分開示決定及び非開示決定が、異議申立てに係る処分である旨記載されている。しかし、同申立書の「4(2) 異議申立の理由」では、全部開示決定された文書についても不服である旨の主張がなされている。

そこで、当審査会は、口頭意見陳述において、異議申立人から異議申立ての趣旨について確認した。

その結果、異議申立人は、異議申立書の「4(2) 異議申立の理由」で記述された

項目の内容を当審査会の審査対象とすれば足りること及び部分開示された公文書の非開示部分は問題としていないことが確認された。その具体的内容は、前記第2の1の「異議申立ての趣旨」に記述したとおりである。

当審査会は、この確認結果に沿って、本件処分について判断するものである。

3 具体的な判断

(1) 請求書番号3に対する部分開示決定について

実施機関は、請求書番号3の開示請求に対し、換地計画原案図面（星野）（平成12年10月2日から平成13年2月9日までを契約期間とする換地業務委託に基づく成果品納入届により県に納入されたもの）を特定し、個人名及び印影を非開示とした部分開示決定をした。

異議申立人は、この決定に対して、部分開示された図面は自分が開示請求した文書とは異なるものであり、請求をすり替えた不当、違法な処分であると主張する。異議申立人がこのように主張する理由は二つある。一つは、異議申立人の記憶によると、部分開示された図面は平成12年2月7日要請により事務局長が異議申立人宅に持参し閲覧に供した図面とは異なるから、平成11年10月24日寺尾地区ふれあいセンターで公表し地権者が押印したものでないかと推測されるということであり、他の一つは、部分開示された図面は、製作年月日、縮尺、方角、知事の認許可年月日がないものであるから真正の換地計画原案図とは考えられず、そのような不備な図面が平成11年10月24日寺尾地区ふれあいセンターで公表されたはずがないと推測されるということである。

したがって問題は、部分開示された図面を異議申立人が請求した文書として特定したことが妥当であったか否か、部分開示された図面以外に平成11年10月24日に寺尾地区ふれあいセンターで公表された図面が存在し、その図面を実施機関が保有しているか否か、の2点である。

以下、この2点について審査会の判断理由を述べる。

まず、第2の点について、すなわち、部分開示された図面以外に平成11年10月24日に寺尾地区ふれあいセンターで公表された図面が存在し、その図面を実施機関が保有しているか否かについて、以下のように判断する。

実施機関の説明によれば、県は、栃木県営換地業務委託要領に基づく業務委託契約により土地改良区に換地計画原案図面を作成させ、契約の完了時にその成果品として同図面を取得、保有するものである。開示された図面は、この成果品として取得、保有した図面である。

実施機関の説明によれば、寺尾北部土地改良区は、県との業務委託契約に先だって、換地計画原案図面の作成に着手しており、平成11年10月24日関係者に対し換地計画原案図面の当初案（以下「当初案」という）を示したという。異議申立人が請求している図面は、この当初案であると考えられる。

実施機関の説明によれば、当初案は、土地改良区の換地委員会で作成されたが、具体的な図面の作成作業は、栃木県土地改良事業団体連合会の職員によって行われたという。また、県が求める換地計画原案図面の内容は、換地権利者の換地選定結果（換地の権利者名、位置、面積）を表示するものであり、本来地図として備わるべき縮尺

や方角などが記載されていないものなどであっても、そのこと自体は特に問題にならないという。当初案の体裁は、実際に作成を担当した栃木県土地改良事業団体連合会の職員によって左右されるものと推測されるので、当審査会としては、縮尺や方角などが記載されていないことも十分にありうると考える。

実施機関の説明によれば、寺尾北部土地改良区は、当初案を発表してから約1年後に、県との間で平成12年10月2日から平成13年2月9日までを契約期間とする業務委託契約を結び、成果品納入届により換地計画原案図面を納入したという。また、成果品として納入される換地計画原案図面は、原案図面の案について関係権利者の意見調整を行い、所要の補正を行って、最終的に関係権利者から合意が得られた、確定形の図面が納入されるのが通常であるという。

開示された図面は、この補正後の図面であるから、当初案と異なっているもおかしくないものと考えられる。したがって問題は、県が当初案を取得、保有しているか否かということである。実施機関は、上記成果品が納入される以前に、県が土地改良区から換地計画原案図面を取得することはなかったという。栃木県営換地業務委託要領に即して考えれば、通常、県がこの委託要領に基づく以外に換地計画原案図面を取得する必要性はないと認められる。したがって当審査会としては、県が当初案を保有していないという実施機関の主張を否定することはできないと考える。

次に、第1の点について、すなわち実施機関が部分開示された図面を異議申立人の請求した文書として特定したことが妥当であったか否かについて、以下のように判断する。

部分開示された図面は、県が平成12年10月2日から平成13年2月9日までを契約期間とする換地業務委託に基づく成果品納入届により県に納入されたものとして取得したところであるから、当初案、すなわち平成11年10月24日寺尾地区ふれあいセンターで公表し、地権者が押印したものとして取得したものと異なっているもおかしくはない。しかし、実施機関の説明によれば、当該図面が平成11年10月24日寺尾地区ふれあいセンターで公表し、地権者が押印したものに該当する旨を寺尾北部土地改良区に確認することによって、当該図面を開示請求された文書として特定したという。

当審査会としては、実施機関は、異議申立人の請求に対して文書不存在のゆえに非開示として対応することも可能であったと考える。しかし、実施機関がこの部分開示された図面を請求された文書として該当するものとして特定したことは、異議申立人の情報開示の請求に対してできるかぎり積極的に応えようとしたものであり、やむを得ないものとする。

以上の理由によって、請求をすり替えた不当、違法な決定であるという異議申立人の主張を認めることはできない。

(2) 請求書番号6に対する非開示決定について

実施機関は、請求書番号6の開示請求に対し、該当する文書は保有していないことを理由に非開示決定を行った。

異議申立人は、この非開示決定に対して、弁明書を作成した県が当該弁明書の中で指摘している事実に関する文書を保有していないというのは、常識に反する不当違法な処分であると主張する。

実施機関の説明によれば、異議申立人の指摘する弁明書には、渡したとされる文書として資料が添付されている事実があるという。そのため、実施機関としては、異議申立人は、弁明書に添付されているのだから対象文書は存在し非開示決定はおかしいと主張している、と理解しているという。

そこで、当該弁明書に添付された文書が開示請求の趣旨に該当する文書か否か、について検討する。

異議申立人が指摘する弁明書とは、異議申立人が提起した一時利用地指定処分の審査請求に対する弁明書である。その弁明書に、審査請求に至る経緯に関する記述があり、この添付文書は、その記述の一部の資料として添付されている。

この添付文書は、故前理事長が持参し、渡したとされる文書の原本の写しを添付しているものでなく、下都賀農業振興事務所長が弁明書作成のため土地改良区事務局長の記憶を確認して、換地計画原案修正図という別の文書から新たに作成して、弁明書に添付したものであるという。

そのため、実施機関は、事務局長が故前理事長に渡したとされる書類の原本(現物)は保有していないため、非開示決定としたものであると主張する。

当審査会としても、弁明書に添付された資料は、土地改良区事務局長の記憶を確認して、別の文書から新たに作成されたものであるから、内容的には同様であるとしても、本来、異議申立人が求める文書とは別な文書であると言わざるを得ないと考える。

したがって、実施機関が不存在として非開示決定したことは妥当であると認められる。

(3) 請求書番号10に対する部分開示決定について

実施機関は、請求書番号10の開示請求に対し、平成12年度県営圃場整備寺尾北部第5工区圃整工事に係る執行伺及び支出決議書を特定し、法人の印影などを非開示とした部分開示決定を行った。

異議申立人は、この部分開示決定に対して、自分が指摘する農道工事に限定した文書という開示請求の趣旨を満たすものでなく、不当違法な処分であると主張する。

実施機関の説明によれば、当該農道工事は、面的工事と複合して発注し、平成12年度県営圃場整備寺尾北部第5工区圃整工事という契約の中で施工されたものであるため、当該農道のみ限定した建設工事に係る文書は保有していないという。

この実施機関の説明は、当該農道工事については、農道工事のみで発注されたものではなく、複合工事の内容の1つとして、当該複合工事の名称(この場合は、上記の「第5工圃整工事」。)で執行され、当該複合工事の名称で契約書や支出関係文書などの文書が作成されたということであると理解される。

当審査会としては、この実施機関の主張について、特に不合理な点を認めない。

実施機関は、当該農道工事を含んだ複合工事名の執行伺及び支出決議書を特定し、部分開示した。

確かに、部分開示された執行伺及び支出決議書は、当該農道工事に限定した内容の文書ではなく、その文面には農道工事という言葉も見当たらない。しかし、当該文書は、農道工事を請け負った業者名、その住所などを説明できる文書であると認められ

る。

前述のとおり当該農道工事のみに限定した文書は保有されていないと認められるところ、当審査会としては、実施機関が部分開示された文書を特定したことは、やむを得ないものであり、不当違法な決定であるとは認められない。

(4) 請求書番号11に対する全部開示決定について

実施機関は、請求書番号11の開示請求に対し、土地改良事業着手届を特定し、全部開示決定を行った。

異議申立人は、この全部開示決定に対して、請求の内容を理解しない開示とした上で、請求の趣旨は、「土地改良法第89条の2第6項適用にあたって、いかなる事実認定と理由のもとに同法を適用したかという請求理由であり、換地未承認の土地に対しての適法性を主体とするもの」であると主張する。

この主張の趣旨は、換地未承認にもかかわらず適法に一時利用地指定処分ができる根拠を示す文書を求めているものと認められる。したがって、問題は、開示された文書がそうした開示請求の趣旨に沿うものであるか否か、である。

実施機関は、当該土地が土地改良事業の区域内に存在し、従前の土地であることを確認できる文書であれば、当該開示請求の趣旨を満たすものとして、全部開示された文書を特定したと推測される。しかし、異議申立人は、換地未承認にかかわらず、従前の土地に対して一時利用地の指定ができるかという文書を求めている。

実際に見分した限りにおいては、全部開示された文書は、異議申立人が指摘する「換地未承認にもかかわらず」という点について根拠を示す文書であるとは認められない。実施機関は、この開示請求に対し、平成16年8月4日付けで、公文書を追加する変更決定をしているが、この追加された公文書についても、請求する文書に該当するものとは認められない。

したがって、開示請求の文言上やむを得ないところがあるとしても、当審査会としては、土地改良事業着手届を特定し、全部開示した決定は妥当なものであったと認めることはできない。実施機関は、異議申立人の開示請求の趣旨に沿う開示決定等について再検討すべきである。

(5) 請求書番号12に対する非開示決定について

実施機関は、請求書番号12の開示請求に対し、該当する文書を保有していないことを理由に非開示決定を行った。

異議申立人は、この非開示決定に対し、公的団体である土地改良区の文書の有無について、監督機関である県は知らないと言える立場ではなく、甚だしい違法な処分である旨主張する。

請求書番号12の開示請求については、内容的に2つに分けられる。

まず、用水堀工事の請負業者との工事契約書や請負代金等に関する書類についての非開示決定について検討する。

実施機関の説明によれば、異議申立人が指摘する用水堀工事は、土地改良事業区域外の土地の工事であり、土地改良区が独自に実施しようとしたものであり、県は、こうした土地改良区の独自工事に関する契約書や請負代金等の書類を保有するものではないという。

この実施機関の説明は、土地改良区の監督機関であるとしても、県は、土地改良区の文書すべてを保有するものでなく、県の業務上必要がない文書は通常保有していないというものと理解される。

この実施機関の説明について、当審査会としては、特に不合理な点があるとは認められない。

なお、仮に県の監督権限により文書を提出させることがあっても、実施機関が現に文書を保有していない以上、当該文書は実施機関に対する開示請求の対象にはならないものである。

次に、用水堀工事の着工及び中途中止等を審議した総会の議事録、出席者名簿についての非開示決定について検討する。

土地改良区の総会議事録については、上述の工事契約書などとは異なり、県が現に保有しているものとされる。

実施機関の説明によれば、土地改良区の総会議事録すべてを保有するものではないが、県は、土地改良区の定款変更認可手続の資料、土地改良区役員の就退任の公告手続の資料、土地改良事業計画の変更要望申請の資料、土地改良区の定期検査実施時の確認資料、などとして取得するという。

そこで、実施機関は、現に保有している総会議事録の内容を調べたが、異議申立人が指摘する用水堀工事に関する具体的な記述はなかったという。そのため、実施機関は、保有していないとして非開示決定をしたと主張する。

当審査会としては、保有していないという実施機関の主張はやむを得ないものと考ええる。

したがって、実施機関が、請求書番号12の開示請求に対し、保有していないとして非開示決定したことは違法な決定であるとは認められない。

(6) 請求書番号13に対する部分開示決定について

実施機関は、請求書番号13の開示請求に対し、平成12年度第7工区整地工専用図を特定し、個人名を非開示とする部分開示決定を行った。

異議申立人は、この部分開示決定に対して、星野遺跡地層たんけん館の余剰土が、部分開示された図面以外の場所に運搬された事実がある上、当該余剰土を金銭換算して決算書に計上の有無を記した公文書について一切開示されないのは不当違法な決定である旨主張する。

まず、当該余剰土が別な場所でも使用された旨の異議申立人の主張については、その後、実施機関が、対象公文書として、当該場所を含む整地工専用図を追加する部分開示決定をしたので、判断の必要性がなくなったと認められる。

次に、実施機関は当該余剰土の受け入れに関する経理書類を保有しているか否か、について検討する。

当該余剰土の取扱いについては、それを管轄していた栃木市教育委員会、下都賀農業振興事務所及び寺尾北部土地改良区との間で協議し、無償で寺尾北部地区土地改良事業の区域内で使用することになった経過があるという。

実施機関は、当該余剰土について受贈益というものを受け入れしているものではないので、それに関する文書は保有していないと主張する。

当審査会としては、この実施機関の主張について特に不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関の決定は不当、違法な決定であるとは認められない。

(7) 請求書番号14に対する部分開示決定について

実施機関は、請求書番号14の開示請求に対し、弁明書添付の資料 1の原図として換地計画原案図面を特定し、同資料 2の原図として換地計画原案修正図面を特定し、それぞれ個人名及び印影を非開示とした部分開示決定を行った。

異議申立人は、この部分開示決定に対して、弁明書添付の資料には製作年月日、縮尺、方角、知事の認許可年月日などの記入がなかったので、それらが記載されている原図を請求したにもかかわらず、部分開示された図面には、それらの記載が何もなく、請求した原図と異なるものであり、不当違法な決定である旨主張する。

この異議申立人の主張は、実施機関が縮尺や方角などの記載がある原図を持っているはずだということと思われる。そこで、実施機関が部分開示された図面以外の原図を保有しているか否か、について検討する。

実施機関の説明によれば、弁明書添付の資料 1及び資料 2は、寺尾北部土地改良区が作成し、県に提出した2種類の換地計画原案図面の写しである。実施機関は、資料 1の原図として特定した図面を、寺尾北部土地改良区との換地業務委託契約に基づく成果品として取得し、また、資料 2の原図として特定した図面については、寺尾北部土地改良区から提供を受けた。

換地計画原案図面については、前記(1)の「請求書番号3に対する部分開示決定について」で述べたとおり、県は、通常、換地業務委託契約に基づき成果品として納入される換地計画原案図面のほか保有する必要がないものと認められる。資料 2の原図として特定された図面については、弁明書作成のためという特別の事情により取得されたものと認められる。

したがって、当審査会としては、部分開示された図面以外に実施機関が換地計画原案図面を保有していないとしても、それが特に不合理であるとは考えられない。なお、前記(1)で述べたとおり、換地計画原案図面は、本来地図として備わるべき縮尺や方角などが記載されていないものなどであっても、そのこと自体は特に問題にならないと考える。

以上の理由によって、不当違法な決定であるという異議申立人の主張を認めることはできない。

(8) 請求書番号15に対する全部開示決定及び非開示決定について

実施機関は、請求書番号15の開示請求に対し、審査庁に関する文書については全部開示決定を行い、寺尾北部土地改良区が県営に変化する理由等が理解できる文書については不存在による非開示決定を行った。

まず、「審査庁の機構と審査事務担当者（責任者）の職名一覧表」という開示請求に対して、実施機関が農地整備課事務分掌を特定し、これを全部開示決定したことについて検討する。

異議申立人は、この全部開示決定に対して、審査請求に対する処理措置をする主体である正当に組織された合議体の一覧表を開示請求したのであり、全部開示された文

書は開示請求で求めた文書に該当しないものであるから、違法な処分であると主張する。

異議申立人は、下都賀農業振興事務所長が行った一時利用地指定処分に対して審査請求を行ったが、この場合、審査庁となるのは、当該所長の上級庁である実施機関である。そして、実施機関の下で当該指定処分の審査事務を担当するのは、知事部局の組織である農務部農地整備課の職員である。つまり、本県の行政組織上、実施機関の下に審査請求に対する処理措置をするための合議組織は設置されていない。

そうすると、異議申立人が求める「合議体の一覧表」という文書は存在しない。そして、開示請求の文言からすると、実施機関が農地整備課事務分掌を特定したことはやむを得ないものと認められる。それは、この文書が、現実の審査請求事務の処理体制を示すものであり、審査事務担当者の内容を含むものだからである。

したがって、当審査会としては、この全部開示決定が違法な決定であるとは認められない。

次に、寺尾北部土地改良区が県営に変化する理由等が理解できる文書という開示請求に対し、実施機関が不存在として非開示決定したことについて検討する。

この非開示決定に対し、異議申立人は、県自らが作成した弁明書において、寺尾北部土地改良区を県営と呼称しているのだから、県がその理由等を説明する文書がないというのは違法な処分であると主張する。

土地改良区とは、区画整理や土地改良施設の新設、管理などの土地改良事業を行うために、土地改良法に基づき設置される法人格を有する団体である。土地改良事業は、事業主体によって、国営土地改良事業、県営土地改良事業などの区別はあるが、異議申立人が指摘するように、土地改良区が県営とされることは、法制度上あり得ない。当該弁明書においても、県営とは土地改良事業を指しているのであって、寺尾北部土地改良区を指してはいない。

したがって、当審査会としては、この非開示決定が違法な決定であるとは認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 4月28日	・ 諮問書を受理
平成16年10月 5日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成16年10月29日	・ 異議申立人から開示決定等理由説明書に対する意見書を受理
平成17年 4月28日 (第178回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成17年 5月17日	・ 実施機関の職員からの意見聴取

(第179回審査会)	・審議
平成17年 6月14日 (第180回審査会)	・異議申立人による口頭意見陳述 ・審議
平成17年 7月14日 (第181回審査会)	・審議
平成17年 8月24日 (第182回審査会)	・審議
平成17年 9月13日 (第183回審査会)	・審議
平成17年10月18日 (第184回審査会)	・審議

別表

項目名	開示請求内容
請求書番号3	換地計画原案図面（平成11年10月24日寺尾地区ふれあいセンターで公表し、地権者が押印したもの）
請求書番号6	平成13年 2月25日公開請求人へ来宅の際、事務局長横地久氏が故前理事長に渡した書類
請求書番号10	栃木市星野町高内143-2畑512㎡に農道を建設工事の請負（又は入札）業者名、その住所、契約年月日、完成引渡書、代金領収書（振込の場合はその写）等の書類、なお、税務署提出の支払調書の控
請求書番号11	平成14年 4月24日、同年 5月17日付の事前指定通知書と指定通知書が、おのおの送達されているが、土地改良法89条の2第6項適用の根拠を証明する理由とその書類（耕作者を含む）
請求書番号12	栃木市星野町274外の田（改良区外土地）に新設を計画した第二用水堀（着工、中途中止）の総会議事録、中止した議事録、その会議場所と年月日、総会出席者名簿、永島組との工事契約書、請負代金、設計図、永島組に支払った中止までの工事代金等一切の書類
請求書番号13	栃木市教育委員会が建設した星野遺跡地層たんけん館の余剰土を永野川橋脇の横地保太郎外 1名の所有田に堆積してあった（ダンブ10t 100台分相当）の受贈益受入と運搬場所に関する書類
請求書番号14	弁明書（下都賀農業振興事務所が原処分庁とのこと）添付の資料 1同 2同 2、資料 3の仮換地の土地引渡しについての添付図面、以上の各図面の原図（製作年月日、総会及び知事の認許可年月日、公示年月日、方角、縮尺等の記載及び具備した図面）
請求書番号15	審査庁の機構と審査事務担当（責任者）の職名一覧表及び『県営寺尾北部土地改良区』と弁明書にあるが、設立、認可は知事の権

限にある公の社団法人の『寺尾北部土地改良区』が県営に変化する理由と法律的根基の理解できる書類（文書）

栃木県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
奥 村 光 央	(社)栃木県中小企業団体中央会専務理事	
早乙女 哲	下野新聞社専務取締役	
佐 藤 千鶴子	公認会計士	会長職務代理者
中 村 清	宇都宮大学教授	会長